

令和7年度第6回 京都地方最低賃金審議会

令和7年11月26日（水）午前9時30分～午前11時（予定）

京都労働局6階会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する専門部会報告について
- (2) 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

3 提 出 資 料

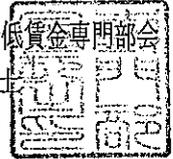
- No.1 京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（写し）



京賃審発第 23 号
令和 7 年 11 月 14 日

京都地方最低賃金審議会
会長 岩永 昌晃 殿

京都地方最低賃金審議会
京都府電気機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 上田 眞士



京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 11 月 14 日、京都地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の
改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおりである。

記

公益代表委員	部会長 部会長代理	上田 眞士 寺井 基博 渡辺 めぐみ
労働者代表委員		七里 大介 平峯 健太 巳之口 眞理子
使用者代表委員		石垣 一也 谷村 仁志 中西 康之

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
 - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
 - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
 - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,136円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり